

柏市

発注者綱紀保持ガイドライン

平成26年12月
令和8年7月改正

本ガイドラインは、発注事務の適正な執行および綱紀保持の徹底を図り、良好な職場環境の維持に資することを目的としています。

本ガイドラインを有効に機能させるためにも、職員の皆さんからの積極的な情報提供やご提案をお願いします。

参考・引用資料等

- 国土交通省関東地方整備局 「発注者綱紀保持マニュアル」
- 公正取引委員会 「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」テキスト
- 総務部人事課 「柏市職員倫理規程」

～ガイドライン作成の背景～

本市では、平成22年に発生した元職員による収賄事件を受け、再発防止とコンプライアンス強化に取り組んできました。入札談合や官製談合は法令違反であり、職員には公正・透明な入札契約事務及び秘密情報の適切な管理が求められています。また、平成26年10月から予定価格、及び低入札価格調査基準額又は最低制限価格の事後公表への移行を受け、職員に対して予定価格等を探ろうとする不当な働きかけが懸念され、その対応の整備が進められました。

こうした背景から、本ガイドラインは、事件の再発防止と不当要求への対応に関する基本的な考え方や手順を示すために作成したものです。

実際に発注業務を遂行する過程では、様々な落とし穴や誘惑の罠に直面し、知らず知らずのうちに誤った方向へ進んでしまう可能性があります。そのため、日頃から細心の注意を払うことが重要です。



参考

○ 地方公務員法

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○ 柏市職員服務規程

（服務の原則）

第2条 職員は、市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。

○ 柏市職員倫理規程

（倫理行動規準）

第3条（概要）

- (1) 市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- (2) 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- (3) 権限の行使に当たり、市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- (4) 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組むこと
- (5) 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動すること

目次

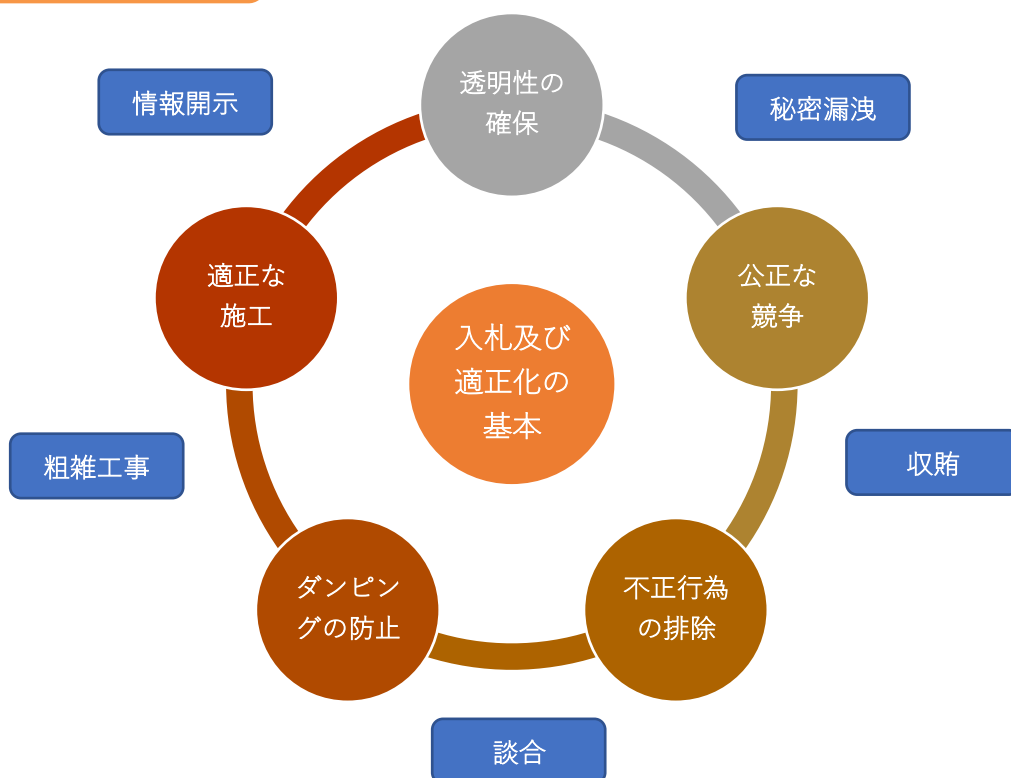
第1章 入札及び契約の適正化の基本	3
第2章 発注事務における綱紀保持	4
§1 総論 ～柏市に対する社会的要請に应运て～	4
1 公正な手続き	4
2 公平・中立な対応	4
3 秘密の保持	4
4 不正行為の排除	5
§2 官製談合の防止	6
1 入札談合等とは？	6
2 入札談合等関与行為とは？	7
3 背景と原因	8
§3 発注事務の各段階における具体的な綱紀保持	9
1 事業者等との関係における一般的な心構え	9
2 発注事務の流れ	10
3 発注準備の段階（発注計画、積算）	11
4 入札・契約の段階	13
5 施工管理及び検査の段階	16
§4 発注事務に関する情報の適切な管理	18
§5 物品その他の発注事務における綱紀保持	20
第3章 執務環境の保持	21
1 執務スペースへの自由な出入りが制限されている旨の周知（掲示等）	21
2 発注担当の職員が事業者と応接する受付カウンターその他の場所の確保	21
第4章 各種法令規程に抵触する場合の対応	22
第5章 不当な働きかけを受けた場合の対応	23
1 不当な働きかけを行った者の範囲	23
2 どのようなことが不当な働きかけになるのか	23
3 不当な働きかけに該当すると思科する行為があった場合の対応	25
第6章 不祥事の結末	27
1 刑事上の制裁	27
2 民事上の制裁	27
3 行政上（地方公務員法における）の制裁	27
4 本人、職場、家族への影響（社会的な制裁）	28

注）職員による入札談合への関与を防止するための法律として、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」があります。本ガイドラインでは、「官製談合防止法」と呼びます。

第1章 入札及び契約の適正化の基本

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、5つの基本原則を定めています。これらの考え方は、工事に限らず、委託や物品購入手続きにも共通するものです。発注事務に当たっては、これらの事項を念頭に、適切に業務を遂行してください。

適正化の5本柱



参考

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところによりその適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第2章 発注事務における綱紀保持

§ 1 総論 ～柏市に対する社会的要請に応えて～

私たちは柏市職員として、市のために仕事をするとは言うまでもありません。この責務を果たすため、日頃から職員同士が議論を交わし、知恵を出し合うことが重要です。また、事業目的の達成のため、パートナーである事業者とも十分に意思疎通を図り、互いに切磋琢磨しながら技術や知識の向上に努める必要があります。

一方で、公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために公平・中立な立場での職務遂行が求められます。公務中はもちろん、公務外における行動も同様です。そのため、これを逸脱する行為はもちろん、市民の疑念や不信を招くおそれのある行為も厳に慎まなければなりません。常に高い倫理観を持ち、市民からの信頼を損なうことのないよう業務を遂行することが重要です。

そのためには、単に法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨やその背後にある社会的要請を的確に理解し、その要請に応えていく姿勢が求められます。

万一不祥事が発生した場合、その職員個人だけでなく、組織全体が社会的な非難を受け、市民からの信頼を大きく損ないます。そして、一度失った信頼の回復には、多大な時間と努力を要します。



1 公正な手続き

- 入札及び契約に当たっては、中立で公正な審査・評価をすること。
- 工事の監督、検査においては、契約の適正な履行確保のため、適切な指導、確認及び評価をすること。

2 公平・中立な対応

- 特定の事業者に対して無理な要求を行ったり、一方的に不利益を与えたり、不当な便宜を図るなど、中立性や公平性を欠く行為をしないこと。
- 市及び事業者は対等な立場で、各々の社会的使命を果たすこと。

3 秘密の保持

- 事業者からの働きかけや第三者の求めに応じて、本来、事業者に対して公表していない予定価格等（積算金額等を含む）を漏洩しないこと。
- その他、未公表の発注情報を事業者等に漏洩しないこと。

- 契約後においても、秘密情報を事業者等に漏洩しないこと。
- 発注事務に係る秘密情報の漏洩は、地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）及び官製談合防止法第8条（職員による入札等の妨害）に違反する行為です。

4 不正行為の排除

- 官製談合や収賄などは、決して許されません。
- 刑法（競売等妨害、収賄）及び官製談合防止法等の規定に抵触するような行為をしないこと。

事例

平成 22 年に発生した公共汚水桝設置工事に伴う収賄事件では、柏市土木部の元職員（逮捕、懲戒免職）は、平成 17 年度から 20 年度にかけて工事発注に際し、契約課で入札を実施することになる設計額が 130 万円超の工事を、発注担当課で随意契約が可能となる額に恣意的に分割していた事実が判明しています。

さらに、契約手続きを簡便にするためだけでなく、関係業者から現金を授受した見返りに便宜を図るための恣意的な分割であったことも判明しています。

恣意的な発注の分割は、法令等に反するおそれがあるだけでなく、贈収賄等のあらぬ疑いを招くおそれもありますので、注意してください。

【受注者】

お金貸しますから、
工事を受注させてく
ださい。



【発注担当者】

金貸してくれたら、都合つけ
て、工事を発注するよ！

§ 2 官製談合の防止

市が工事を発注したり，業務を委託又は物品を購入したりする場合，最も有利な価格で契約を締結できるよう，競争入札により契約の相手方を決めることが原則です。競争入札は公正かつ自由な競争を通じて契約の相手方を決定する制度であり，入札参加者が予め受注予定者等を決定する入札談合は，制度本来の目的を損なうものです。

このため，入札談合は独占禁止法に違反するほか，刑法の競売等妨害罪又は談合罪にも該当します。

1 入札談合等とは？

官製談合防止法（第2条第4項）における「入札談合等」とは，次のことをいいます。

- ① 国等が入札等により行う請負等の契約の締結に関し，
- ② 当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは価格を決定し，又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により，
- ③ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為（事業者が共同して又は事業者団体が，入札に係る受注予定者又は最低入札価格等を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限すること）

ポイント

公正取引委員会の「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」では，事業者間等で行われる次の行為を独占禁止法違反の参考例としています。

a 受注者の選定に関する行為

- ・ 事業者が共同して，受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること
- ・ 事業者間における受注意欲の情報交換等を行うこと
- ・ 事業者が共同して行う指名回数，受注実績等に関する情報の整理し，提供すること
- ・ 入札価格の調整等を行うこと
- ・ 他の入札参加者等へ利益供与すること
- ・ 受注予定者の決定への参加の要請，強要等を行うこと

b 入札価格に関する行為

- ・ 最低入札価格等を決定すること
- ・ 事業者間における入札価格の情報交換等

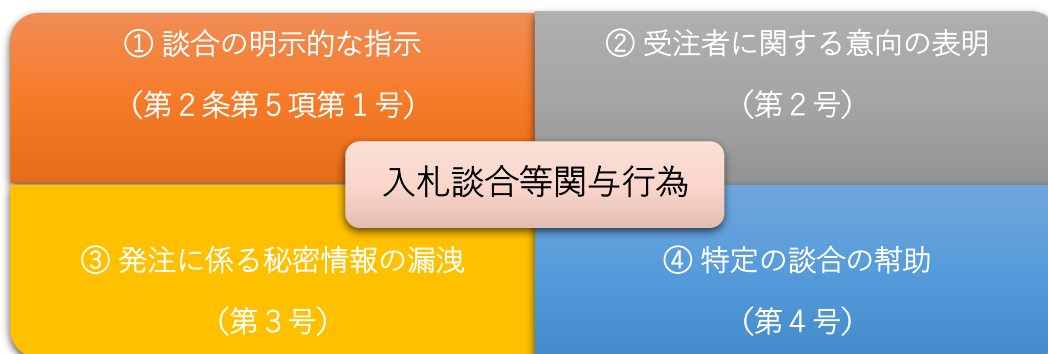
c 受注数量等に関する行為

- ・ 事業者が共同して受注数量や割合等を決定すること

2 入札談合等関与行為とは？

職員が入札談合等に関与する行為で、次の4つの類型があります。

官製談合防止法 第2条第5項各号の類型



【入札談合等関与行為の典型事例】

① 談合の明示的な指示

- 発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者ごとの年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示

いわゆる
「天の声」

② 受注者に関する意向を表明すること

- 事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、又は受注を希望する事業者名を教示

③ 発注に係る秘密情報の漏洩

- 事業者の働きかけに応じ、本来、事業者に公開していない予定価格を漏洩
- 第三者の求めに応じて、本来、公開していない予定価格を漏洩

④ 特定の談合の幫助

- 指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名
- 事業者の作成した割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
- 分割発注や発注基準を引き下げるなど発注方法を変更し、入札談合を幫助する行為

●●円くらいの金額だったら
落札できそうですか？



その反応からすると、●●円で
大丈夫そうですねえ～♪
今回は、その金額にしますね！

事例

＜国土交通省水門設備工事談合事件＞

平成19年3月8日、公正取引委員会は国土交通大臣に対し、各地方整備局が発注する水門設備工事に関し、複数の職員が平成13年4月以降、工事の発注前に当該工事の落札予定者についての意向を「世話役」等と称する事業者を示していたことが、「官製談合防止法」の入札談合等関与行為と認められるとして、同法に基づき入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

＜国土交通省の高知県内における入札談合事件＞

平成24年10月17日、公正取引委員会は国土交通大臣に対し、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が発注する土木工事に対し、遅くとも平成20年4月以降、それぞれの歴代副所長が未公開情報である①入札参加予定者、②業者ごとの総合評価点数、③予定価格等を、「世話役」の働きかけに応じて教示していたことは、官製談合防止法に基づく入札談合等関与行為と認められるとして、改善措置要求が行われた。

3 背景と原因

個人、組織や個別案件の施工・納品のために良かれと思って実施したことも、場合によっては、入札談合等関与行為にあたる場合があります。

① 業界や地元業者を保護・育成するため

＜例＞ 地元企業に安定的・継続的な受注の確保、専門的事業者の育成

② 品質を確保するため

＜例＞ 信用確実な業者への委託

③ 特定の事業者との契約を継続するため

＜例＞ 入札関連情報の提供、談合容易化のための配慮（発注方法、指名業者選定方法）

④ 外部（事業者など）からの働きかけに応えるため

＜例＞ 過去の取引実績の維持、随意契約から入札への切り替えに伴う混乱の回避

⑤ 円滑な入札業務を確保するため

⑥ 職員の再就職先を確保するため

⑦ 法律等の知識不足

§ 3 発注事務の各段階における具体的な綱紀保持

1 事業者等との関係における一般的な心構え

不祥事事件の発端となった過去の例では、工事現場での打合せの際に事業者側から缶コーヒーやお菓子を提供され、それに慣れて抵抗感が薄れたところで飲食を共にし、その代金は事業者側が持つといったように、心理的抵抗の少ない行為から徐々にエスカレートする様子が見受けられます。このように、「この程度ならいいか」といった安易な判断や不用意な言葉が契機となり、次第に抵抗感も麻痺し、結果として不祥事につながるおそれがありますので十分な注意が必要です。

参考

利害関係者との間における禁止行為（柏市職員倫理規程第7条）

- ① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- ② 金銭の貸付けを受けること
- ③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- ④ 無償でサービスの提供（車による送迎など）を受けること
- ⑤ 未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 酒食等のもてなしを受けること
- ⑦ 共に飲食をすること
- ⑧ 遊戯又はゴルフをすること
- ⑨ 旅行をすること
- ⑩ 利害関係者に要求し、第三者に対して禁止行為①～⑨をさせること

共に飲食する場合の届出（柏市職員倫理規程第8条）

以下のいずれにも当てはまるときは、利害関係者と共に飲食をすることができます。

- 自己の飲食に要する費用を利害関係者が負担しない
- 職務上の利害関係の状況、行為の態様等からみて、市民の疑惑や不信を招くおそれがない

(1) 事業者等との応接に当たっては、受付カウンターなどのオープンな場所において複数の職員で対応すること

オープンな場所を確保できず会議室での対応又は単独での対応を行う場合は、口頭で差し支えないので、所属長等の承諾を得ること。



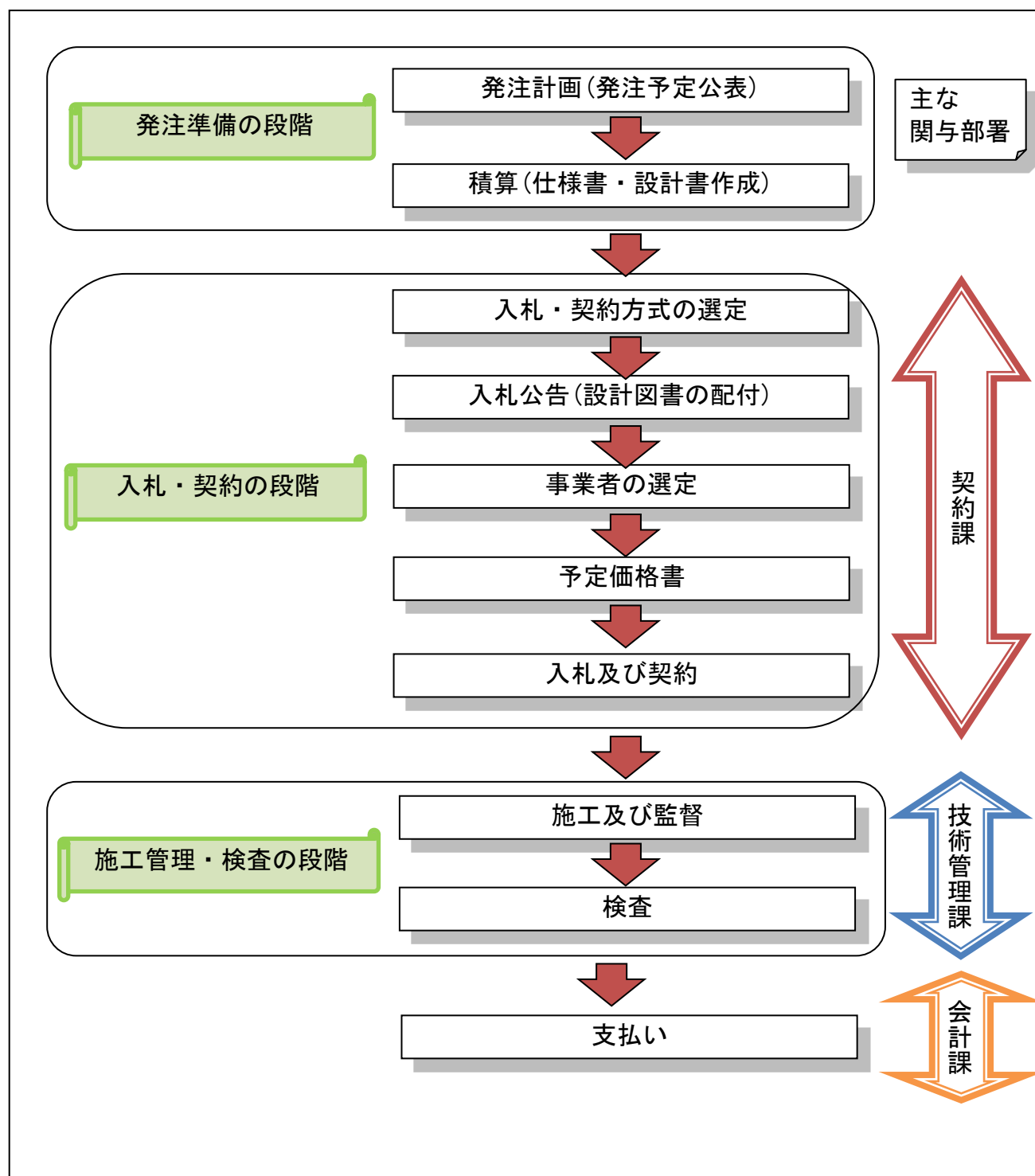
(2) 会議室での対応又は単独での対応は必要最小限に止め、所属長等は打合せの緊急性などを考慮し、可否を判断すること。

「接触している事実」が、上司を含め、周囲の職員に周知されていることが重要です。打合せの目的や議題を明確にし、終了後はその結果を上司へ報告することが、コンプライアンスの観点から望ましいでしょう。

所属長等の上位の職員は業務を統括する立場にあり、上司の承諾を得ることは求められていません。しかし、このような場合でも、市民の疑惑や不信を招くことのないよう行動し、部下の模範となるよう対応することが求められます。

2 発注事務の流れ

一般的な業務発注の流れは次のとおりですが、各段階で生じる問題の態様は異なります。職員の皆さんがその全ての段階に関わるというよりも、通常は特定の段階において発注事務に携わることになるでしょう。



3 発注準備の段階（発注計画、積算）

(1) 秘密の保持

公表されていない情報は、後に公表されるものも含めて、漏らさない！

<綱紀保持>

① 発注情報の漏洩禁止

特記仕様書、積算金額や積算資料などの未公表の発注情報を漏らさないこと。
契約締結後に公表されるものであっても、入札・契約手続き中など公表前の段階は同様です。

② 積算金額の漏洩には細心の注意を

事業者から「〇〇円くらいですか」との問いかけに対し、「そこまでの金額ではない」など回答する行為は、予定価格の範囲を示唆することにつながります。

③ 事業者との対応における注意事項

個別の発注業務に関して、契約締結前に個別の事業者等と意見交換を行わないこと。

参考

たとえば、柏市入札情報やちば電子調達システム入札情報サービスに、当該担当課の発注工事として、ある橋梁工事が既に掲載されている場合、同様のタイプ、工法等に関する意見交換は、誤解を招く恐れがあるので配慮が必要です。

別のタイプ、工法等に関する意見交換であっても、個別の発注予定業務の内容が類推されないよう十分注意してください。

④ 継続性のある業務等に関する留意事項

市が作成すべき特記仕様書や資料等について、公告前に、特定の事業者を作成させることやその内容をやりとりしないこと。

また、単年度業務であっても、関連業務を翌年度以降に発注する場合、新年度の担当者が前年度の事業者へ問い合わせる必要性が生じないように、後任者への引継ぎを確実にし、翌年度以降の発注が円滑に行われるよう留意してください。

なお、過年度実施した業務の内容確認のみを目的とする場合であっても、発注予定業務の内容が推測されることのないよう、十分注意が必要です。

具体例

- ① 国土交通省事務所課長は、地方整備局管内の他の事務所が発注する測量業務でも予定価格を算出することができる「諸経费率表」などの内部資料をA社に漏洩し、賄賂を受けた。

→【収賄】懲役2年6ヶ月（執行猶予4年）、追徴金710万円、懲戒免職

- ② 国土交通省本局部長及び次長は、課長補佐及び係長に指示をして、特定の事業者に対し、毎年、業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公開情報である当該入札に係る指名業者名及び当該入札を実施する予定事務所名を教示していた（関与した職員には入札談合を

容易にする意図はなかったが、結果的には発注に係る秘密情報を特定の事業者に教示したこととなり、実際、入札参加業者間で当該情報を利用して談合が行われた）。

→当該職員は既に退職。指示を受けて実際に教示していた職員は、減給及び戒告

- ③ 広島県教育委員会の職員は、同教育委員会が発注した高校の探究活動に関わる事業の公募型プロポーザル方式による契約において、特定のNPO法人に非公開の事業の実施要項等を漏えいしたとして、第8条違反等に問われ、罰金 50 万円の略式命令を受けた（令和6年）。

参考

○ 地方公務員法

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(2) 適切な設計・積算・発注

恣意的に工事分割，積算の水増しをしない！

<綱紀保持>

① 恣意的な分割発注等の禁止

業務又は工事の発注単位は、現場の施工条件を考慮し、適切に決定すること。

随意契約とすることを目的として発注数量を恣意的に分割したり、特定の事業者が有利になるよう契約を分割したりしてはなりません。

※ 柏市でも、定期監査により指摘を受けた部署がありました。

【 令和5年度 監査の結果に関する報告 】より抜粋

小学校樹木伐採他委託及び小学校樹木枝下し委託の2件について、同日に見積り合わせを実施しており、見積り合わせの結果、同じ業者がこの2件の業務を受託している。しかしながら、仕様書の内容を確認すると、2件の委託はほぼ同じ内容となっており、別々の案件として契約していることは不自然であった。

担当部署に確認したところ、学校からの樹木伐採の要望を受け、現地確認を行い施行伺を起票した後に樹木枝下しの要望を受けたため、緊急性を考慮し別途発注したとのことであるが、一刻の猶予もない切迫した状況が見られたのでなければ、柏市随意契約見積心得第7条に基づき、見積り合わせを取り止めて契約課の入札案件とすることも可能であったと思われる。なお、本事案に係る契約金額は、2件とも柏市財務規則第140条に基づく委託において随意契約にできる額の範囲である50万円をわずかに下回る額であり、1件の契約として入札を行うことでより安価な金額で委託できた可能性もあることを踏まえれば、今後、発注方法については再考の余地があるものとする。【中略～】

契約事務を簡便にするために分割発注して随意契約を行ったとの誤解を第三者に与えることのないよう、発注者綱紀保持ガイドラインに基づき適正な契約事務に取り組まれない。

② 水増積算の禁止

積算は、積算基準などにより定められた方法で、適正に行うこと。

③ 見積の複数依頼

積算上、見積もりが必要となった場合は、必ず複数者に依頼すること。

具体例

① 国土交通省事務所専門職は測量業務を発注する際、競争入札を回避するため、業務を分割して少額の随意契約として同一の会社に発注し、更に当該業務の設計を水増しし、差額を見返りとしてビール券を受領した。

→【収賄】懲役2年（執行猶予4年），追徴金155万円，懲戒免職

② 公団役員は、橋梁上部工工事について、事業者からの要請を受け、事業者から提示された工事別の落札予定者の割付表を承認し、当初一括発注が予定されていた工事を分割して発注し、また、発注時期等の未公開情報を漏洩した。

→【独占禁止法違反，背任】

元役員のうち1名は懲役2年6月（執行猶予4年），1名は懲役2年（執行猶予3年）

4 入札・契約の段階

(1) 秘密の保持

予定価格等の漏洩は言語道断！



「予定価格等」は、発注者にとって、最も重要な秘密です。

※ 平成 26 年 10 月から予定価格等を事後公表化

<綱紀保持>

① 予定価格等の漏洩は刑事罰

② 事業者からの以下の質問に応じてはなりません

対応してはいけない例

- 他の入札参加業者名を教えてください。
- ○○社は入っていますか？
- 参加しているのは全部で何社ですか？
- 他のJVの構成員はどうなっていますか？
- 予定価格はどれくらいですか？
- 調査基準価格はどれくらいですか？
- ○○工事の入札公告は未だされていないようですが，入札説明書や資料を頂けませんか？

注意！

具体例

- ① 国土交通省事務所副所長は、当該事務所が総合評価落札方式によって発注する土木工事において、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の締切日前までに、入札参加業者の名称、評価点及び予定価格等の未公表情報を教示していた。
→懲戒免職7名、停職6ヶ月3名
- ② 千代田区の職員は、同区が発注した空調設備工事等の一般競争入札において、特定の会社に参加事業者数などの情報を漏えいしたとして、第8条違反に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた（令和6年）。
- ③ 市川市の職員は、同市が発注した下水道関連工事の一般競争入札等において、特定の会社に参加事業者数などの情報を漏えいし、その見返りに合計約30万円相当の飲食接待を受けたとして、第8条違反等に問われ、懲役2年6月（執行猶予3年）、追徴金約30万円の判決を受けた（令和7年）。

(2) 中立かつ公正な審査・評価

透明性を確保した上で、中立かつ公正な立場で審査・評価を！

<綱紀保持>

① 適切な入札・契約手続きの執行

入札・契約に当たっては、透明性の確保、公正な競争、不正行為の排除、適正な施工、ダンピングの防止を念頭に置き、通達等に則って事務手続きを適切に行うこと。

② 競争性の確保

入札参加資格要件は、不良不適格業者を排除するために必要な範囲内で、他方で過度に競争性を低下させないように、十分に注意して設定すること。

③ 恣意的な業者選定の禁止

自ら、又は外部からの不当な働きかけを受け、特定の事業者を恣意的に選定又は特定しないこと。

④ 全ての入札参加者へ回答

入札参加者からの質問への回答は、一部の入札参加者にしか知らせないと不公平になるため、全ての入札参加者に対して回答すること。

⑤ 適法な随意契約理由書

一者随意契約の理由書は、地方自治法及び法施行令に適合していること。

⑥ 指名停止情報の確認

入札契約手続きに当たっては、たとえば指名停止の情報などをしっかり確認してから進めること。

⑦ 適法な少額随意契約

少額随意契約であっても、法令等に基づいたルールに従って行うこと。
契約手続きを簡便にするために、恣意的に契約を分割して、少額随意契約としないこと。

具体例

国土交通省事務所専門職は、測量業務を発注する際、入札を回避するため業務を分割して少額の随意契約として同一の会社に発注し、更に当該業務の設計を水増しし、差額を見返りとしてビール券を受領した。

→【収賄】懲役2年（執行猶予4年），追徴金155万円

(3) 公正な入札・見積り合わせ

透明性を確保した上で、中立かつ公正で自由な競争を！

<綱紀保持>

① 入札の公正を害す行為の禁止

入札に不当な影響を及ぼす全ての行為を行わないこと。

② 上記行為は刑事罰に該当

職員が入札における公正を害す行為をした場合、刑法の「競売等妨害罪」や官製談合防止法の「職員による入札等の妨害の罪」等の刑事罰に問われます。

具体例

① 水門設備工事発注に際して、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を「世話役」等と称する事業者に示していた。

→指示を受けて実際に教示していた職員1名は停職、他の職員は既に退職

② 富山県立山町の職員は、同町が発注したオートキャンプ場設計業務の指名競争入札において、指名通知前に、特定の会社に未公開の図面を漏えいし、競合他社が履行困難な条件を追加したとして、第8条違反等に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた（令和6年）。

③ 佐賀県神埼市の職員（市長）は、同市が発注したふるさと納税PR強化事業に関する公募型プロポーザル方式による契約において、特定の会社に評価委員名や他社の提案書を漏えいしたとして、第8条違反等に問われ、懲役2年（執行猶予3年）の判決を受けた（令和6年）。

5 施工管理及び検査の段階

(1) 厳正・公平な監督・検査

厳正・公平な監督・検査及び評価を！

＜綱紀保持＞

① 公平な監督，検査

監督，検査及び評価は，指名停止や入札参加条件，目的物の品質の確保さらには工事の総合評価落札方式の採点項目等，多岐に渡り影響を及ぼします。

② 検査の独立性の確保

検査は，受注者からの不当な要求に応じず，自らの厳正，公平な判断に基づいて行い，検査の独立性を確保すること。

③ 不当な便宜行為等の禁止

監督，検査において，受注者に不当な便宜を図ったり，それに対しての見返りを求めてはなりません。

④ 契約変更前における秘密情報の漏洩禁止

契約変更の際も当初契約と同様に，変更部分の金額を市と受注者との間でいかに適正に定めるかという問題が生じます。契約変更に係る見積り合わせの前に，受注者へ変更に係る予定価格等の秘密情報を漏洩しないこと。

具体例

① 国土交通省本局課長補佐は，電気設備工事などを受注した元請け会社にA社を下請けに入れるよう働きかけた謝礼として賄賂を受け取った。

→【収賄】懲役10月（執行猶予3年），懲戒免職

② 国土交通省出張所長は，道路工事の元請事業者に対し，B社の資材を購入するように働きかけたり，B社が扱う特殊な資材でないと工事ができないように設計変更をするなどして，便宜をはかり，見返りとして賄賂を受け取った。

→【収賄】懲役1年10月（執行猶予3年），追徴金35万円，懲戒免職

(2) 受注者との対応

受注者とは，対等な立場で，公平かつ適切な対応を！

＜綱紀保持＞

① 発注者と受注者は対等

受注者に対して，発注者の立場にあることをもとに粗暴な行動をしたり，一方的に不利益を与えたり，また不当な便宜を図るなど，中立性や公平性を欠く行為をしないこと。

② 不当な要求，便宜の禁止

資料

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① 価格等が変動した場合における契約変更についての定めが、「契約後の請負代金の増額や工期変更を認めない」など実質的に契約変更の規定を置いていないと認められる場合
- ② 追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合
- ③ 追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合

※ 国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」21ページ

③ 下請け参入などの働きかけの禁止

④ 指示に関する注意事項

受注者に対して指示を行う場合、現場において市と受注者の双方で「貸し借り」のような不明朗な対応が生じないように、必ず書面により行うこと。

後日、受注者との間でトラブルが発生することのないよう、各指示事項は契約変更等の適切な手続きを行い、その都度適切に処理することが重要です。

具体例

- ① 国土交通省事務所の建設監督官は、橋梁工事を請け負ったA社の工事成績の評定に関し、点数をつける検査の前に、下検査を実施し、書類や工事の不備を事前に改善させ、また、減点分を他項目で水増し評価をするなどの便宜をはかり、その見返りとして賄賂を受け取った。
→【収賄】懲役1年2月（執行猶予3年）、追徴金24万円、懲戒免職
- ② 兵庫県道路公社の職員は、同公社が発注した道路維持修繕工事の一般競争入札において、工事価格等を漏えいし、その見返りに約85万円相当の飲食接待等を受けたとして、第8条違反等に問われ、懲役2年6月（執行猶予5年）、追徴金約85万円の判決を受けた（令和6年）。



市民からの信頼があつてこそ、
初めて発注事務に携わることが許されます

§ 4 発注事務に関する情報の適切な管理

発注関係の書類やデータ等は、管理の徹底を！



発注事務の電子化が進むにつれてデータ等情報の管理徹底がますます重要になっています

＜綱紀保持＞

① 発注情報の適切な管理

仕様書，設計書，積算書，予定価格書等の発注関係書類は，その内容に応じて書庫に保管するなど，適切な管理を徹底すること。

所属長は先頭に立って，厳正に管理に努めてください。また，発注関係書類及び関連データを，許可無く庁舎外に持ち出さないこと。

② 予定価格書は厳重に管理

特に，封印された予定価格書は，契約担当課長が厳重に保管すること。

③ 誤送付に注意

入札手続中，事業者へ秘密の資料を電子メールで送付してしまうことのないよう，2名確認などを徹底すること。

参考

電子メールの利用制限（柏市情報セキュリティポリシー）

- ① 職員等は，自動転送機能を用いて，電子メールを転送してはならない。
- ② 職員等は，業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- ③ 職員等は，複数人に電子メールを送信する場合，必要がある場合を除き，他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
- ④ 職員等は，重要な電子メールを誤送信した場合には，速やかに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

(1) 発注事務に関する情報の漏洩，滅失及び毀損の防止，秘密の保持

- 業務上取り扱う者であっても，庁舎の内外を問わず，業務上取り扱う者以外の者に対して入札関連情報を提供し，又は当該情報の秘密保持を危うくする行為をしないこと。
- 電子データを扱う場合は職場内であっても，許可されたパソコン以外では絶対に扱わないこと。
- 情報の持ち出しは，原則として禁止。

具体例

職員は、自宅で仕事をするため、私物のパソコンに工事発注に関するデータ等をメール送信したところ、このパソコンはファイル交換ソフト「Winny」がインストールされていたため、このソフトを通じて情報が流出した。

参考

柏市情報セキュリティポリシーより

モバイル端末や電磁的記録媒体等の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限

- (イ) 職員等は、本市のモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者（所属長）の許可を得なければならない。
- (ウ) 職員等は、外部で情報処理業務を行う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

持ち出し及び持ち込みの記録

情報セキュリティ管理者は、端末等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならない。

(2) 発注事務に関する情報の保存、管理の措置

発注事務に関する情報を、みだりに文書化しないこと。

やむを得ず文書化したものは、決裁の前後を問わず、厳重に保存・管理すること。

§ 5 物品その他の発注事務における綱紀保持

組織としてしっかりとしたチェック機能を！

<不適切な事例>

- * 国土交通省事務所契約係長は、事業者と共謀し、事務用品の購入に関し、架空の請求書を提出させ、公金を騙し取った。
- * 国土交通省職員は、前年度に会計処理（支払い）を怠り、未払いになっていた工事の増額分を、次年度において同工事の同請負者に架空発注をし、穴埋めした。

<綱紀保持>

① 必要に応じた物品調達

物品調達に当たっては、その必要性を説明できるものであること。

② 年度内の納品や業務完了が危惧される予算執行への対応（計画的な物品調達）

相手方の行為の完了があった後に支出するもの（物品購入等）の所属会計年度は、履行日の属する年度です。年度を超えての納品や業務完了が想定されるような予算執行は行わないよう特に留意してください。

物品購入（印刷製本を含む。）契約の締結は早期に行ってください。



発注に当たっては、物品（印刷製本を含む。）の納品までに十分な期間を確保してください。特に印刷物については、年度末近くに発注した場合、年度内の納期までに納品することは困難です。

また、一度発注した印刷物の増刷であっても、見積書等を徴取や予算の確認・確保を行わないまま安易に追加注文することは認められません。

③ 事務用品の新規購入

年度末の予算消化とみなされるような事務用品等の購入は、厳に慎しむこと。

④ 前年度納入の厳禁

新年度予算で執行すべき物品等の購入について、前年度内の発注、納品は、絶対に行わないこと。

⑤ 検査職員自らによる検査

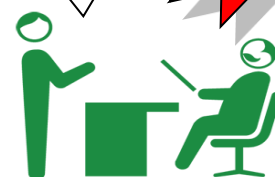
検査に当たっては、検査職員自らが適正かつ確実に実施すること。

代わりに検査しておきました！

STOP!

⑥ 検査における購入事務担当者以外の立ち会い

物品調達についての納品検査は、検査職員（購入事務担当者以外の者）が立ち会うこと。



⑦ 架空発注等は厳禁

架空発注、架空積算などはあってはなりません。

第3章 執務環境の保持

仕様書や設計書の作成を担当する課（室）の執務スペースについて、秘密の漏洩の防止を図るため、次に掲げる事項を実施してください。

1 執務スペースへの自由な出入りが制限されている旨の周知（掲示等）



2 発注担当の職員が事業者と応接する受付カウンターその他の場所の確保

(1) 掲示等による立ち入り制限の周知

執務スペースごとに入出口前に立て札などを設置し、全ての来客に立入り制限を周知してください。

(2) 執務スペースの整備

- 受付カウンターやオープンな応接場所を確保することで、設計書や仕様書の作成場所と空間的に分離し、特に応接場所は外から容易に見えるようにしてください。
- 公式な会議や儀礼的な挨拶程度の対応を除き、業者との応接はオープンな接客室で行わなければなりません。

第4章 各種法令規程に抵触する場合の対応

(1) 職員間のコミュニケーションの確保

職場の円滑なコミュニケーションのため、日頃から上司・部下・関係部署の間で、報告・連絡・相談をしっかりと行い、互いに意思疎通を図ることが大切です。こうした積み重ねにより、発注事務をはじめとする業務上の問題の発生を防ぐことが重要です。

組織としての意思の明確化

＜具体例＞

- 特別職・管理職が「入札談合等関与行為は許容しない」、「不当要求に屈しない」などのメッセージを明確にし、かつ繰り返し発信する
- 各所属単位でも、部下に対してトップダウンで意思表示
⇒ 各職員が、そのような行為は「組織の方針に反する」、「業務として期待されていない」と認識できる

(2) 問題は、一人で抱え込まず、組織としての対応を

職員が行う業務では、その過程で何らかの問題が起こることもあります。しかし、それを一人の判断で対応しようとする、内容によっては、大きな問題につながってしまうことがあります。万一問題が発生した場合には、小さなうちに上司等へ相談し、組織全体で適切に対応することが大切です。

(3) 上司等に相談できない場合は、所属部長等へ相談

(4) 公益通報制度の活用 ⇒ 柏市職員公益通報処理要領

身近な上司や同僚、所属長等に相談しにくい場合や、相談しても効果が期待できない場合には、公益通報制度を活用して人事課へ報告することも可能です。

(5) 外部窓口について

報告者が自らの氏名、所属等を知られたくないときは、法テラス、弁護士会等を活用して報告する方法もあります。法テラスや弁護士は、弁護士法等により守秘義務が課されていますので、関係部署はもちろん、誰にも漏らすことはありません。

参考

法テラス(日本司法支援センター)とは・・・

総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人。つまり、国によって設立された法的トラブル解決のための支援組織です。

※ 報告の対象事項となる各種法令規程等に抵触すると思料する事実とは、

- ① 自ら事実を確認した場合
- ② 職員又は外部からの報告又は通報により知った場合
- ③ 苦情、相談、問い合わせ等があった場合

などです。

第5章 不当な働きかけを受けた場合の対応

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成25年3月14日）によると、関与した副所長のほぼ全員が「副所長は、業界から投げかけられた問題は一人で判断しないといけないと思った」と供述し、「直接の上司であるにもかかわらず、本省から着任した所長には相談しにくい」、「先輩に相談しても「自分で判断しろ」と言われたり、前任が不正行為をしていたことを暗黙に指摘する結果になるので相談できない」などと供述していることから、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねる「風土が組織内にあったと考えざるをえない」と考察しています。

このため、同報告書における再発防止対策「不当な働きかけに対する報告の徹底」では、「入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠」であり、「このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づける」とし、不当な働きかけに対する報告の徹底と、不当な働きかけに該当するかどうかについての判断は組織のトップである局長が行い、必要な措置を講ずる仕組みとする必要があるとしています。

**不当な働きかけを受けたと思ったら、
まずは、所属長等に報告し相談を！！**



1 不当な働きかけを行った者の範囲

「不当な働きかけを行った者」の範囲は、不当な働きかけを受けた職員以外のすべての人（事業者、国会議員、地方議会議員、地方公共団体の長及び現・元職員等）

2 どのようなことが不当な働きかけになるのか

「不当な働きかけ」として以下の例をあげますが、一例にすぎませんので、不当な働きかけに該当するか否かは、その都度、各所属で判断してください。

(1) 特定の者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

- ア 特定の者を入札に参加させる、又は参加させない目的をもって、仕様、発注方法、発注基準の変更等を行うよう要求する行為
- イ 特定の者を入札に参加させる、又は参加させない目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

(2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為

- 特定の者を随意契約の相手方とさせる、又はさせない目的をもって、仕様書の作成及び変更を行うよう要求する行為

(3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為
発注方法、入札参加条件などについて、特定の者（業者）に有利又は不利になるよう選定条件などについて要求する行為

(4) 公表前に発注に関する情報を聞き出そうとする行為

いずれ公表する事項であっても、工事名称、工事概要、その他発注に関する情報を公表前に聞き出そうとする行為

(5) 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額に関する情報漏洩要求行為

ア 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格を漏洩するよう要求する行為

イ 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格が推測できる設計金額を漏洩するよう要求する行為

(6) 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為

ア 入札参加者名を公開前に漏洩するよう要求する行為

イ 特定の事業者が入札に参加しているか否かを漏洩するよう要求する行為

ウ 入札参加者に関する情報（地域要件等）を漏洩するよう要求する行為

エ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等を漏洩するよう要求する行為

(7) その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

ア 特定の者に対して有利な取扱い又は不利益な取扱いを要求する行為

(ア) 秘密情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為

(イ) 下請事業者の選定に関し、元請事業者に対して指導を要求する行為

(ロ) 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為

(ハ) 特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

イ 談合につながるおそれのある要求行為（入札談合等に関与する行為 p7参照）

ウ 契約上の権利の行使を妨げること、執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう要求する行為

監督、検査、評定等において不当な便宜を図ることを要求する行為

エ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を要求する行為

オ その他、契約事務について、法令、規則、通達その他の定めに従うべき行為を要求する行為又は定めに従わずに行うべき行為を行わないよう要求する行為（この場合の行為は、直接職員等が違反等をする行為はもちろん、受注者等が違反等となる行為を職員に対して働きかけることも含まれる）

(ア) 入札等の妨害となる行為を要求する行為（入札等の公正を害すべき行為は、官製談合防止法第8条に抵触）

(イ) 偽計又は威力を用いて契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行うよう要求する行為（競売等妨害（刑法96条の6第1項））

ポイント

次のような行為は、不当な働きかけに該当しません。

- (1) 行政対象暴力に該当する行為で、その対応が別に定められているもの
別途「行政対象暴力対応マニュアル」に対応が定められています。
- (2) 陳情書、要望書等書面で提出されたもの
個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたもの
- (3) 内容が市議会、審議会、公聴会等不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
発注が予定されている工事等への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は通常の営業活動の範囲です。
- (5) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの
悪意（違法性の認識）がない質問、単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは、不当な働きかけに該当しません。

3 不当な働きかけに該当すると思科する行為があった場合の対応

(1) 報告と記録

職員は、不当な働きかけに該当すると思科する行為を受けたときは、速やかに所属長に報告し、記録簿（別記様式）を作成、日時・内容等を記録してください。受けた行為が不当な働きかけに該当するか否か判断が困難なときは、所属長等に報告・相談し、判断を仰いでください。



(2) 事業者等に対する職員の対応

職員は、不当な働きかけの相手方には、次のことを伝えるよう努めてください。

- ・ 当該働きかけには応じられない旨
- ・ 当該働きかけが、記録、場合によっては公表されるものとなる旨

ただし、不当な働きかけが行われた状況や方法によって相手方に伝えることが不可能な場合は、この限りではありません。

注意すべき点

- ア 電話等での対応では、他の者を騙って不当な働きかけをすることも考えられるため、お返しにする等、本人確認は慎重に行う。
- イ 不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、単独で対応せず、可能な限り複数で対応する。
- ウ 組織として受け止め、情報は共有する。

(3) 所属長の対応

所属長は、受けた行為が不当な働きかけに該当するか否かを判断し、該当すると判断した場合は、担当者に報告書を作成するよう指示してください。

不当な働きかけに関する報告書

市長	副市長	部長	次長	課長	担当 課長	課長 補佐	係長	報告者
1 日 時		令和□□年 ●月▲▲日 ○時○○分 ～ △時△△分						
2 場 所		○○部○○課窓□						
3 方 法		面接・電話・FAX・メール・書面 その他（ ）						
4 不当な働きかけに該当すると思科される行為を行った事業者等		(株)△△建設を含む●●業種に登録のある○社						
5 不当な働きかけと思科される行為の区分（複数選択可）		1 特定の者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為 2 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為 3 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件選定を促す行為 4 公表前に発注に関する情報を聞き出そうとする行為 5 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額に関する情報漏洩要求行為 6 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為 7 その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合つながるおそれのある要求行為						
6 上記5の概要及びその経過 ※対処に当たったの措置状況等も記載すること。		新潟市下水道部下水道建設課、農林水産部農地課、開発建築部営繕課及び住宅課並びに教育委員会事務局学校教育部施設課の職員は、同市が発注する推進工事、開削工事及び建築工事の競争入札の受注予定者として入札参加業者間で決定された者から秘密として管理されている当該工事の設計金額の漏洩を要求された。 （前記職員は、上述の要求に対して、当該工事の設計金額を入札執行前に教示していた。なお、設計金額を教示していたことが認められた職員は5名、設計金額の教示を受けたことが認められた事業者は52社である。また、同市発注の推進工事及び開削工事の入札参加業者の一部の者に、同市下水道部下水道建設課が起案した秘密として管理されている請負工事等指名委員会提出案件説明資料の写しを継続的に流出していた。前記入札参加業者は、この教示された設計金額及び入手した指名委員会資料を利用して、独占禁止法違反行為を行っていた。）						
7 不当な働きかけに該当すると思科される行為を受けた職員の所属・氏名 （所属） ○○部○○課 （氏名） A ○○部○○課 B								
8 備考 新潟市職員の行為は、いずれも官製談合等防止法第2条第5項第3号に規定している入札談合関与行為に該当すると認められた。								

※本記載例は、新潟市で実際に起きた事例を参考にしています。

※「6 上記5の概要及びその経過」の括弧書き及び「8 備考」の内容は、本事例の顛末を紹介するため、記載したものです。したがって、実際に報告書を作成する際には、結果の記載は不要です。

第6章 不祥事の結末

職員が不祥事に手を染め、入札談合等関与行為等で逮捕された場合、処分等を本人が背負うだけでなく、家族や周囲の者までも巻き込み、本人及び周囲の人生も含め今まで築き上げてきた全てを失うなど悲惨な結果となります。

1 刑事上の制裁

捜査、逮捕及び刑事罰を受けます。

有罪となった場合の刑罰規定

- (1) 刑法の競売等妨害罪 3年以下の懲役・250万円以下の罰金(併科)
- (2) 独占禁止法の幫助犯 5年以下の懲役・500万円以下の罰金
- (3) 官製談合防止法の職員入札等妨害罪 5年以下の懲役・250万円以下の罰金
- (4) 刑法の収賄罪（単純収賄） 5年以下の懲役
（授受した金銭は追徴金として没収され、手元には一切残らない）

こんな事になる
とは・・・



職員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、執行猶予がついても自動的に失職します（地方公務員法第28条第4項）。また、職員が刑事事件に関し起訴された場合、本人の意に反してこれを休職することができるとされています（柏市職員分限条例第2条）。

2 民事上の制裁

入札談合等関与行為を行った職員に対し、損害賠償が請求されます。

- (1) 談合による地方公共団体の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。
- (2) 入札談合等関与行為を行った職員に対して、工事の請負代金の額を基準に、損害賠償を請求します。

（参考）水門設備工事談合の場合、関わった元国土交通省職員5名に対し総額約8億円が請求されました。

3 行政上（地方公務員法における）の制裁

(1) 懲戒処分

懲戒処分の内容は「柏市職員懲戒審査委員会」における審査の結果を踏まえ、決定されます。免職となった場合は公務員の身分が剥奪され、退職金は支給されず、年金も減額されます。職を失った後、新たな就職先の見通しも立ちにくく、収入も途絶えます。

停職となった場合、その間の給与は支給されず、収入が一時的に途絶えます。

事例

高知県内における入札談合等関与行為の場合、未公表情報である入札関連情報を事業者に教示した職員7名に対して懲戒免職、未公表情報である入札関連情報を他の職員に提供した職員3名に対して停職6月の処分がされました。

(2) 退職金の返還

在職中の非違行為が退職後に発覚した場合であっても、退職手当の返還命令を受ける場合があります。

4 本人、職場、家族への影響（社会的な制裁）

(1) 本人に対する影響

- ア 職を失い、収入が途絶える。
- イ 地位と名誉が失墜する。
- ウ 経済的にも、人間関係においても、その後の人生に多大な影響を与える。

(2) 職場への影響

- ア 市への社会的要請、社会的責任に反する行為により、住民の信用を失う。
- イ 市の使命や業務に対する市民の理解や協力が得られなくなる。
- ウ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、担当部署等の業務が停滞する。
- エ 上司や幹部の監督責任等が問われ、処分される場合もある。

(3) 家族への影響

- ア 家族の精神的なショックは計り知れない。
- イ 検察による家宅捜査や証拠押収を受ける。
- ウ 家族が証人として出廷を求められる場合がある。
- エ 事件が公表され、知人、友人、近所にも知られる事になる。
- オ 本人の失職、退職金の不支給等により、経済的に大きな影響を受ける。



不祥事に手を染めることは、人生を誤ることとなり、大変割りに合わないことです。